

令和7年度改定 学校いじめ防止基本方針

春日井市立玉川小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。（いじめ防止対策推進法 第二条より）本校においてもこの定義に基づいていじめ防止にあたることとする。

(2) いじめ防止についての基本的な考え

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめと認識しながら放置することがないよう、児童に、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為であることを十分に理解させなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識するとともに、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめ防止対策組織

(1) いじめ防止対策組織設置の意義・名称および構成

ア 設置の意義

いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、いじめ防止対策推進法に基づき、組織として対応するため「いじめ防止対策組織」を設置する。

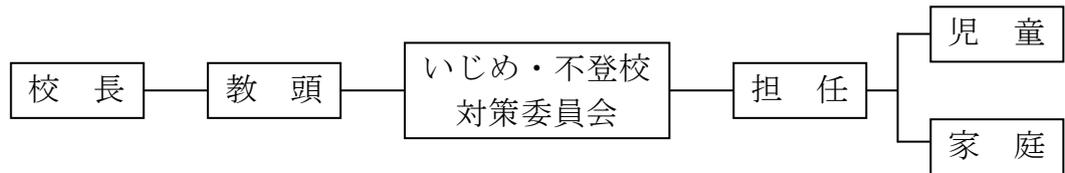
イ 名称

いじめ防止対策組織の名称を「いじめ・不登校対策委員会」とする。

ウ 構成

- ・ 委員会は全職員で構成し、年3回定期的を開催する。なお、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。
- ・ いじめや不登校の未然防止の取組や、早期発見のためアンケート等の実施方法や内容を検討する。
- ・ 問題発生時には委員会を開催して、最善の対応方法を検討し、全職員で対応する。

・校内組織図



(2) いじめ・不登校対策委員会の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・ 学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・ 年度始めの職員会議で「玉川小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・ 心のアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の状況等を発信し、意識啓発に努める。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家や関係機関と連携して対応する。
 - ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、励まし合い、支え合うことで望ましい人間関係や生活態度を育てつつ、共に成長していける学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 心のアンケートや教育相談を定期的実施（学期1回程度）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者との協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応に取り組む。

オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ 原因調査を行い、関係諸機関と連絡を取りながら問題の解消に努める。

キ 家庭との連絡を密にし、理解と協力が得られるよう積極的に働きかける。

ク ネットいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づき対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

「重大事態とは」

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると見込まれるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

5 子どもの行動に関して

子どもがいじめを行わない環境をつくることが責務であることを強く認識する。

6 重大事態への対処

(1) 事実確認の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。また、いじめられた児童及びいじめた児童に対して、状況に合わせた継続的なケアを行う。

(2) 学校が調査を行う場合は、校内に設置しているいじめ・不登校対策委員会が主体として調査を行う。

(3) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等その他の必要な説明を適切に行う。

7 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクルで随時見直しを行い、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教職員による取組評価を実施するとともに、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

8 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を行う。
- (2) 「学校いじめ基本方針」はホームページに掲載し、周知を図る。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】

